

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月19日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第18号

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
(香川県警察組織規則の一部改正)

第1条 香川県警察組織規則(平成12年香川県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(企画課) 第9条 略 (1)～(14) 略 <u>(15) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。</u> (16) 略 2 略 3 被害者保護対策室においては、第1項第13号から第15号までに掲げる事務をつかさどる。	(企画課) 第9条 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(14) 略 (15) 略 2 略 3 被害者保護対策室においては、第1項第13号及び第14号に掲げる事務をつかさどる。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～68の6 略					1～68の6 略				
68の7 地域公共 交通の活性化及 び再生に関する	略				68の7 地域公共 交通の活性化及 び再生に関する	略			

法律（平成19年 法律第59号）					
68の8 オウム真 理教犯罪被害者 等を救済するた めの給付金の支 給に関する法律 （平成20年法律 第80号）	第7条第 1項	給付金の支給につ いての裁定	<input type="radio"/>		
	第8条第 1項	申請者その他の関係 人に対する報告徴収 等		<input type="radio"/>	
	第8条第 2項	公務所又は公私の団 体に対する報告の要 求		<input type="radio"/>	
	第8条第 3項	申請の却下	<input type="radio"/>		
	第9条第 2項	国家公安委員会から の資料の受理		<input type="radio"/>	
	第18条		国家公安委員会から の技術的な助言若し しくは勧告又は資料の 提出の要求に対する 措置（地方自治法第 245条の4第1項の 読替え適用）		<input type="radio"/>
			国家公安委員会に対 する技術的な助言若 しくは勧告又は必要 な情報の提供の要求 （地方自治法第245 条の4第3項の読替 え適用）	<input type="radio"/>	
		国家公安委員会から の是正又は改善の指 示に対する措置（地 方自治法第245条の 7第1項の読替え適 用）	<input type="radio"/>		

法律（平成19年
法律第59号）

(1) オウム 真理教犯罪 被害者等を 救済するた めの給付金 の支給に関 する法律施 行規則（平 成20年国家 公安委員会 規則第20号）	第2条第 2項	申請書に添付すべき 書類の省略	○
	第3条第 1項	オウム真理教犯罪被 害者等給付金支給裁 定申請に対する裁定 又は申請の却下の通 知	○
	第3条第 2項	オウム真理教犯罪被 害者等給付金支払請 求書の交付	○
69 予算決算及び 会計令（昭和22 年勅令第165号）	略		
70～99 略			
備考 略			

69 予算決算及び 会計令（昭和22 年勅令第165号）	略		
70～99 略			
備考 略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。